

令和2年度 第1回

明 石 市 国 民 健 康 保 険  
運 営 協 議 会

令和2年5月

## 目次

### 報告事項

- 報告事項 1 令和 2 年度の国民健康保険料率について . . . . . 2
  
- 報告事項 2 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する  
傷病手当金の支給について . . . . . 4
  
- 報告事項 3 国民健康保険料徴収猶予について . . . . . 5
  
- 報告事項 4 国民健康保険保健事業の取り組み状況について . . . . . 6

## 報告事項 1 令和2年度の国民健康保険料率について

### 1 納付金と標準保険料率

県は、各市町の医療費と所得の水準に応じて、納付金の額と標準保険料率を毎年1月に決定します。

各市町は、標準保険料率を参考に、保険料率を定め、徴収した保険料と国県の交付金を原資として県へ納付金を納付します。

#### (1) 納付金の推移

	被保険者の見込み	確定納付金（医療分）	1人あたり納付金
平成31年度	約5万9千人	約60.4億円	約10万2千円
令和2年度	約5万6千人	約58.9億円	約10万5千円
差	▲約3千人	▲約1.5億円	約3千円

1人あたりの納付金が増加している理由は、医療の高度化や被保険者の高齢化に伴い、医療費が増加傾向にあるためです。

#### (2) 令和2年度における標準保険料率と現行保険料率

	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	①7.82%	①32,227円	①22,268円
	②6.84%	②27,100円	②19,220円
後期高齢者 支援金等分	①2.78%	①11,278円	①7,792円
	②2.60%	②10,430円	②7,860円
介護納付金分	①2.52%	①13,142円	①6,603円
	②2.28%	②11,300円	②5,500円

※ ① 兵庫県が示す本市の標準保険料率

※ ② 現行保険料率

## 2 明石市国民健康保険における現状

### (1) 決算の状況

	収支	単年度収支	剰余金	
			基金	繰越金
平成 30 年度	約 11.3 億円	▲約 3.2 億円	約 28.2 億円	約 11.3 億円
平成 31 年度 (見込み)	約 3.0 億円	▲約 8.2 億円	約 28.2 億円	約 3.0 億円

### (2) 新型コロナウイルス感染症に伴う影響

新型コロナウイルス感染拡大による経済事情への影響により、失業に伴う新規加入者が増える可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等が一定以上減少し要件を満たす世帯について、保険料を減免した場合は国から特別調整交付金として補てんされる見込みです。

## 3 方針

### 平成 31 年度と同率に据え置く

#### 〈理由〉

平成 31 年度単年度収支の決算見込みは赤字となっており、1 人あたり納付金の増加もあり、本来は保険料を引き上げるべきであると考えます。

しかし、繰越金、国民健康保険事業基金の活用により、保険料率を据え置いたとしても、当面は国民健康保険事業の財政運営に多大な影響を及ぼさないと考えます。

そのため、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の経済事情も踏まえ、令和 2 年度の保険料率を平成 31 年度と同率に据え置き、繰越金、国民健康保険事業基金の活用により対応すべきであると考えます。

## 報告事項2 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給について

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、労務に服することができないときに支給する傷病手当金について定めるため、6月議会において、条例の一部を改正し必要な手続きを行います。

### 2 概要

#### (1) 支給対象となる日数

療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日数

#### (2) 支給額

直近3か月間の給与等の収入の合計額÷就労日数×(2/3)×支給対象となる日数

(上限あり)

#### (3) 適用期間

令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月まで)

### 3 影響

傷病手当金の支給に係る費用は特別調整交付金により措置されるため、財政運営上の負担が生じることはありません。

### 4 県下の状況

国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給  
県下の全市町が支給のため条例の改正を行います。

## 報告事項3 国民健康保険料徴収猶予について

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症への対応として、厚生労働省から令和2年3月10日付で、徴収猶予の周知及び適切な運用を行う旨の事務連絡がありました。

徴収猶予は、地方税法に基づく徴収緩和措置の1つで、申請により6か月以内の期限を限ってすることができることと条例により定めています。

根拠法の準用先である地方税法では、以下のとおり猶予制度を定めており、猶予期間中は、通常年間8.9%の延滞金の割合が、年間1.6%まで減額されます。

○ 徴収猶予 ⇒ 災害や事業の休廃止等で納付困難の場合、申請によって猶予すること（条例で、要件及び猶予期間を限定）

○ 換価の猶予 ⇒ 申請又は職権により、既に差押えた又は差押える予定の財産の換価処分を、分割を条件に猶予を認めること

### 2 現実的かつ柔軟な猶予制度の運用について

事態収束の見通しが立たない現在において、適用要件の緩和及び申請様式を簡略化するなどの柔軟な運用を行うことで、窓口の混雑も回避できると考えます。

#### (1) 猶予申請について

令和2年4月30日に、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、「新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例」が創設されました。

国民健康保険料に、地方税法による徴収猶予の特例をそのまま適用することはできませんが、国（総務省）が示した申請様式については通常よりも簡素化が図られており、社会保険料の猶予にも利用できるなどの記載があるため、この申請様式を国民健康保険料用に手を加え、市税等と共通性を持たせることで、申請者の負担も軽減したいと考えます。

#### (2) 徴収猶予の対象

厚生労働省からは、徴収猶予に関して明確に示されていませんが、保険料減免の対象が令和2年2月以降から令和3年3月末までの納期限の保険料（令和元年度第8期～令和2年度第9期）を対象としていることから、これらと同様とします。

#### (3) 申請受付の時期

令和元年度8、9期分については既に納期限を経過していますが、徴収猶予の申請は、納期限の到来、又は未到来を問わず、該当要件が発生したときであるため、7月の当初賦課により令和2年度の年間保険料の確定後、対象期全てを猶予するのが現実的と考えます。また、令和2年度分の賦課がなく、令和元年度8、9期分のみ猶予を申し出た場合は、通常の方納も含め個別事情により適正に判断を行います。

## 報告事項 4 国民健康保険保健事業の取り組み状況について

### 1 明石市の健康課題（第2期データヘルス計画から）

- ① 自身の健康状態の把握
- ② 生活習慣病の治療や改善
- ③ 骨折や筋力低下の予防
- ④（その他課題）医薬品を適正に使用すること

### 2 令和元年度の状況について

#### （1）既存事業の取り組み

##### ① 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施

【概要】 70歳未満の国民健康保険被保険者に対し、糖尿病性腎症重症化予防プログラムに沿って受領勧奨を行い、早期に医療介入することで糖尿病の重症化を予防します。

【対象者】 特定健診受診結果から下記ア～ウの基準により抽出します。

ア HbA1c6.5%以上

イ eGFR60ml/分/1.73m<sup>2</sup>以下

ウ 蛋白尿（+）以上

【概要】 平成31年4月から令和元年10月までのうち、同一月に3以上の医療機関から同じ薬剤の処方を受けている可能性がある対象者への服薬通知（3か月分）の送付。

【令和元年度実績】（令和2年4月末時点）

○受療勧奨のみ（対象要件：上記アに該当）

該当者	受療者	受療率
17人	7人	41.2%

○糖尿病性腎症重症化予防（対象要件：上記アかつイまたはウに該当）

該当者	受療者	受療率
12人	2人	16.7%

※前年度対象者についても引き続き受療確認と受療勧奨を実施中。

##### ② 重複服薬の適正化に向けた取り組み

【概要】 平成31年4月から令和元年10月のうち、同一月に3以上の医療機関から同じ薬剤の処方を受けている可能性がある対象者への服薬通知（3か月分）の送付。

【令和元年度実績】

対象者5人に対し令和2年3月中旬に通知を送付。

同年3月以降の調剤レセプトにより通知後の動向を確認し、効果検証予定。

③ ジェネリック医薬品使用割合向上に向けた取り組み

【概要】 ジェネリック医薬品希望カード及びシールを保険証更新の際に同封し配布。

○使用率

	平成 29 年度	平成 31 年 3 月診療分	令和 2 年 3 月診療分 (速報値)
明石市	73.0%	77.7%	77.2%
兵庫県	72.2%	72.2%	—

④ 若年層への電話による特定健診受診勧奨の実施

【概要】 若年層の受診率向上のため、前年度に引き続き 40・50 歳代を電話勧奨の対象としました。

【令和元年度実績】

	受診率	対前年度比
40 歳代	13.4%	+0.2%
50 歳代	15.8%	-1.1%

⑤ SMS（ショートメッセージサービス）を活用した特定健診受診勧奨

【概要】 携帯電話番号宛てに、短文を送信する SMS を活用した特定健診受診勧奨を令和 2 年 2 月に実施しました。

【送付対象者数】

270 人（送付対象者のうち、令和 2 年 3 月末までの特定健診受診者数は 4 人。）  
平成 30 年度から対象者を 100 件以上拡大しましたが、受診率は 1.48%となっています。

⑥ かかりつけ医のある特定健診未受診者に対する受診勧奨

【概要】 特定健診未受診者のうち、令和元年 9 月末時点で特定健診実施医療機関を受診した月数が過去 1 年間（平成 30 年 10 月～令和元年 9 月）に 10 か月以上ある方に対して、案内チラシ兼健診費用助成券を送付しました。

【送付対象者数】 4,648 人

【効果】 送付対象者のうち、令和 2 年 3 月末までの特定健診受診者数は 264 人。  
受診率は 5.7%となっています。

(2) 第 2 期データヘルス計画（平成 30 年度～）指標の達成状況

① 自身の健康状態の把握

○がん検診受診率の向上（大腸がん検診）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(暫定)
明石市	16.9%	14.2%	11.5%
兵庫県	16.8%	14.2%	—

○特定健診受診率の向上

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(暫定)
明石市	28.0%	26.1%	25.0%
兵庫県	35.4%	35.1%	—



○特定保健指導実施率の向上

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(暫定)
明石市	30.8%	31.3%	34.6%
兵庫県	22.3%	25.4%	—

<特に課題となる項目（特定健診受診率向上）に対する取り組み>

電話による受診勧奨	: 約 12,000 件
ハガキ送付による受診勧奨	: 約 30,000 件
国民健康保険料決定通知書に健診パンフレット同封	: 約 40,000 件
国民健康保険被保険者証送付時の案内書面の一部活用	: 約 40,000 件
高額療養費通知書封入封筒の一部活用	: 約 40,000 件

② 生活習慣病の治療や改善（特定健診受診結果から）

【血糖有所見者割合の減少】

○HbA1c5.6%以上の者の割合

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(暫定)
56.1%	60.4%	59.9%

【血圧有所見者割合の減少】

○I度高血圧以上の者の割合

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(暫定)
23.2%	22.9%	22.7%

【新規透析患者の減少（糖尿病性腎症重症化予防）】

○人工透析患者数（うち新規患者数）

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(暫定)
130 人 (13 人)	147 人 (20 人)	161 人 (23 人)

※ 上記項目は、特定健診受診率及び受診者の検査結果により変動します。  
特定健診受診者が多いほど、集計値が明石市民全体の状況に近づきます。

③ 骨折や筋力低下の予防

【筋・骨格系疾患医療費の減少】

○疾病別医療費（入院）

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(暫定)
681,158 千円	642,334 千円	593,889 千円

【骨密度測定者数の増加】

筋・骨格系疾患及び骨粗しょう症予防の取り組みを目的としたデータ集積のため、骨密度測定を実施しています。

○骨密度測定者数

平成 30 年度	令和元年度
1,097 人	1,379 人

※ 健診結果説明会にて測定

### 3 令和2年度の方向性について

#### (1) データヘルス計画の中間見直しについて

第2期データヘルス計画（計画期間：平成30年度から令和5年度まで）の中間点の年度にあたるため、評価指標について現状に合わせた見直しを行います。

#### (2) 特定健診未受診者対策

特定健診未受診者のうち、かかりつけ医療機関のある被保険者と当該かかりつけ医療機関の双方に対し、受診を促すアプローチを行います。

#### (3) 糖尿病性腎症重症化予防事業の継続実施及び課題分析

平成30年度に開始した事業について新規対象者への取り組み及び実施後の課題分析を行います。

#### (4) 重複服薬の適正化に向けた取り組みの継続実施及び課題分析

平成30年度に開始した事業について新規対象者への取り組み及び実施後の課題分析を行います。

#### (5) ジェネリック医薬品使用状況の分析

ジェネリック医薬品の使用割合について、今後の引き続きの増加を目指し、現状についての分析を行います。

#### (6) 特定健診・特定保健指導受診率向上アドバイザー派遣事業

特定健診・特定保健指導受診率向上のため、県の事業を活用し、今後の保健事業について、県が派遣するアドバイザーから具体的な提案及び支援を受けます。